

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件名	地下埋設タンク保守点検役務
規格	別添見積書参照
数量	別添見積書参照
納期（履行期限）	契約日から令和4年12月23日
納地（履行場所）	情報本部（喜界島）
添付書類	参考見積書、見積書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積書提出期限	令和4年6月17日（金）12時00分
見積書提出期限	令和4年6月17日（金）12時00分
防衛省競争参加資格	物品の販売等「D」等級以上 全国
決定方式	総価

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：金井（かない））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会社名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
地下埋設タンク保守 点検役務	仕様書のとおり (DIH-LZ-19015)	式	1			
合 計						
納期: 契約日から令和4年12月23日		納地: 情報本部(喜界島)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税抜)の価格で計上

参考見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会社名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
地下埋設タンク保守 点検役務	仕様書のとおり (DIH-LZ-19015)	式	1			
合 計						
納期: 契約日から令和4年12月23日		納地: 情報本部(喜界島)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税抜)の価格で計上

情報本部仕様書

調達要求番号：2022-0601-21

情報本部仕様書		
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	地下埋設タンク保守点検役務	DIH-LZ-19015
		大臣承認
		平成 年 月 日
		作成
		平成31年 4月23日
改正	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
作成	情報本部喜界島通信所	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部喜界島通信所の地下埋設タンク保守点検役務について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 法令等

- ・消防法第14条3の2
- ・危険物の規制に関する規則62条の5の2～3
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条
- ・「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係わる運用上の指針について」
(平成16年3月18日付消防危第33号)

2. 本役務に関する要求

2.1 本役務は、情報本部喜界島通信所で所有する地下埋設タンクの上記1.2.1 a)に基づく保守点検を目的とする。

2.2 役務対象品目及び数量等 地下埋設タンク容量（重油40K×2台・軽油40K・灯油4K）

3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約の相手方は、表1に示す提出書類を提出し、官側の確認を得るものとする。

表1 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	点検結果報告書	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	点検作業内容
2	役務写真	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	工程前後

4.2 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。
- c) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してはならない。

4.3 火気の使用 火気を使用する場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。

4.4 立入禁止場所への立入 契約相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所への立入が必要な場合は、事前に申請を行い、許可を得るものとする。

4.5 官側の支援 契約相手方は現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設の利用
- c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官が必要と認めた事項

4.6 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.7 添付書類 喜界島通信所位置図・案内図・配置図